

収集しないごみ

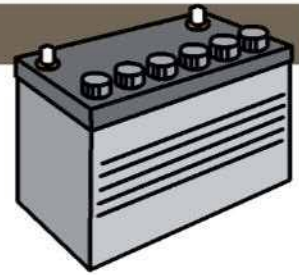
処理が困難なものや危険物を出す場合は、下記のところへお問い合わせください。

タイヤ



販売店または
ガソリンスタンドに処分依頼

バッテリー



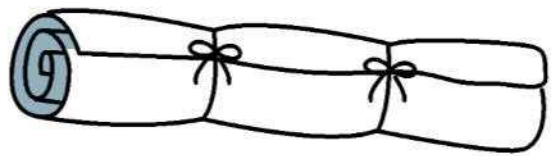
電装店や
自動車整備工場に相談

農薬・薬品



販売店に相談

農業用ビニール



産業廃棄物
処理専門業者に処分依頼

消火器



販売店や引取店に相談
※消火器リサイクル推進センター
TEL:03-5829-6773
<http://www.ferpc.jp/>

在宅医療用器具等

※注射器などの血液が付着した
ものや感染性のあるもの



処方を受けた医療機関などに相談

- ガスボンベ → 販売店に相談
- オートバイ・スクーター(原動機付き自転車含む)、大型楽器(ピアノなど)
→ 販売店または引取店、買取店に相談
- 自動車 → 自動車リサイクル法により引取業者に引き渡す
- 灯油・ガソリン・オイル → 販売店またはガソリンスタンドなどに相談
鉄製容器は中を完全に抜き取り、資源ごみとして出す
- 産業廃棄物 → 産業廃棄物処理業者に処分を依頼する

ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています

パソコンメーカーが回収

し、再資源化します。

回収の申し込み

は、廃棄するパソコンメーカーの受付窓口まで。
(ホームページからの申し込みもできます)



対象機器：
デスクトップパソコン本体
ノートブックパソコン
CRTディスプレイ
CRTディスプレイ一体型パソコン
液晶ディスプレイ
液晶ディスプレイ一体型パソコン

自治体・販売店等での
回収・申し込みの受付
は行っていません。

PCリサイクルマークのついたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。マークの付いていないパソコンは回収再資源化料金をいただきます。

※デスクトップパソコン(モニターを除く)、ノートパソコンは、衛生センターで無料で引取りを行っています。

回収・再資源化のしくみ



■ 回収するメーカーがないパソコン(自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど)は「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

詳細は...

PC3R

検索

PC3R

一般社団法人
パソコン3R推進協会

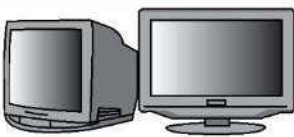
<http://www.pc3r.jp/>

TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

家電リサイクル対象品の対処方法

家電リサイクル法により、以下の4品目は、購入した電機店が引き取り、家電メーカーによるリサイクルが義務付けられています。

テレビ・液晶テレビ



洗濯機・衣類乾燥機



エアコン



冷蔵庫・冷凍庫



テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは次のいずれかの方法で処理してください。料金は、メーカーや大きさにより異なります。

1. 購入した電機店に依頼する
2. 最寄りの電機店または郵便局でリサイクル券を購入し、直接衛生センターに持ち込む(家電リサイクル券の代金と運搬手数料**720円**が必要です)

小型家電の無料引取り

● 小型家電の引渡方法

家電製品に含まれる希少金属などをリサイクルするため、家庭で不要となった小型家電「電話機」、「ラジオ」、「パソコン」などを次のとおり無料で引取します。

対象となる小型家電は、右ページをご覧ください。

引 取 場 所

月形町衛生センター

(資源ごみと同様に衛生センターでの計量を行います)。



引渡すときの注意点

- 電池、蛍光管、電球、ガスボンベ、燃料(灯油など)は、小型家電から取り除いてから出してください。
- パソコンや携帯電話などに記録されている個人情報データは消去してから出してください。
- **ごみステーションでは小型家電の無料引取りは行っておりません。**
(ごみステーションに小型家電を捨てる場合は、「不燃ごみ」または「大型ごみ」となります。)



無料引取りできないもの

次の品目は、引取対象外となります。

- 「テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン」
処分する場合は、電機店に依頼又は家電リサイクル券の購入が必要となります。
- 「デスクトップパソコンのモニター」
処分する場合は、製造メーカーやパソコン3R推進協会(電話 03-5282-7685)へ問合せください。
- 「除湿機などのフロンを使用した製品、照明器具」
処分する場合は、不燃ごみとして出してください。

小型家電無料引取対象品目

通信機器	電話機、ファクシミリ、モデム、携帯電話、スマートフォン、PHS電話、ポケットベル、トランスミッター、カーナビゲーション、ワンセグ携帯テレビ(家電リサイクル法テレビ対象外)、ラジオ など
カメラ	デジタルカメラ、一眼レフカメラ、ビデオカメラ など
映像用機器	アンテナ、衛星放送用アンテナ、DVDプレーヤー・レコーダー、ブルーレイプレーヤー・レコーダー、ビデオデッキ など
パソコン	ノートパソコン、デスクトップパソコン(モニター除く)、タブレット端末 など
パソコン周辺機器	キーボード、CPU、CD・DVDディスクドライブ、MOディスクドライブ、FDドライブ、スキャナー、ハードディスク、メモリ、メモリーカード類、USBメモリー、ルーター、レーザープリンター、インクジェットプリンター など
事務用電気機器	シュレッダー、電子辞書、電卓、ワープロ など
計量・計測用電気機器	電子体温計、デジタル歩数計、電気血圧計 など
空調用電気機器	空気清浄機、扇風機 など
台所用電気機器	IH調理器、電気炊飯器、オープンレンジ、コーヒーメーカー、食器洗い乾燥機、電気ポット、ジューサー、電気鍋、電子レンジ、トースター、ホットプレート、ミキサー、餅つき機 など
電気音響機器	テープレコーダー、CD・MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、ヘッドセット、イヤホン、ICレコーダー、補聴器、カーステレオ、スピーカー、ラジカセ、マイク、カラオケ装置・機器、レコードプレーヤー など
電気工具	電動グラインダー、電動ドライバー など
電子・電気楽器	電子キーボード、電子ピアノ など
電子・電気玩具	家庭用ゲーム機、ゲーム用コントローラー、ラジコン など
電子・電気時計	腕時計、置時計、掛時計、目覚まし時計 など
衣料・衛生用電気機器	ズボンプレスナー、掃除機、電気アイロン、電動クリーナー、電動ミシン など
運動用電気機器	電動ランニングマシン など
園芸用電気機器	電動草刈り機 など

不法投棄を防止しましょう!

不法投棄を防止するためには、地域ぐるみで監視の目を光らせることが効果的と言われています。

地域のみなさんで協力して、不法投棄の防止に取り組みましょう!

●不法投棄は犯罪です!!

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を不法投棄すると5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられます。(法人の場合は3億円以下の罰金)

●不法投棄を見つけたら…

- ① 場所を確認してください。
 - ② 可能であれば、投棄されている廃棄物の種類や状況などを確認してください。
 - ③ 投棄者が現にいる場合は、可能であれば、特徴を確認してください。(会社名、車であれば車種、ナンバーなど)
急を要する場合は、必要に応じ警察へ連絡してください。
- ①～③の状況について、住民課生活環境係(☎53-2323)へご連絡ください。

※産業廃棄物の不法投棄は、北海道が運営する「産廃110」(0120-53-8124)へご連絡ください。

野焼き(ごみの焼却)はやめましょう!

●「野焼き」とは?

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」と言います。

地面に穴を掘って焼却することやブロックやドラム缶などで焼却することも、一般家庭でごみを燃やす行為のほとんどが「野焼き」に該当します。

「少しだから燃やしてもいいや」、「自分の庭先だから」、「周りに住宅がないから」、「昔は良かった」など安易に焼却してはいけません。

●「野焼き」をするとどうなるの?

「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されており、「野焼き」を行った者には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられる場合があります。(法人の場合は3億円以下の罰金)

特に「野焼き」が原因で火災が発生したり、損害を与えた場合は重大な責任を負うこととなります。

ごみはルールを守り、正しく処理しましょう!

月形町環境衛生対策事業補助金を ご活用ください!

電動生ごみ処理機

生ごみの減量化及び堆肥化のため、電動式生ごみ処理機をご家庭に設置する方へ費用の一部を補助します。

【補助内容】

対象者	要件	補助金額	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ■町内に住所を有し、かつ居住する者 ■過去5年以内に、この補助金の交付を受けていないこと ■使用状況の調査に協力できること ■町税等を滞納していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ■乾燥式又はバイオ式のいずれかの方法により処理する室内及び室外で使用可能なもの ■1世帯につき1台まで ■登録販売店で購入されたもの 	費用の 2/3以内 (100円未満 切り捨てた額)	50,000円

◎登録販売店／(有)香西電気商会 (H30.4.1 現在)

生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)

生ごみの減量化及び堆肥化のため、生ごみ堆肥化容器をご家庭に設置する方へ費用の一部を補助します。

【補助内容】

対象者	要件	補助率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ■町内に住所を有し、かつ居住する者 ■過去5年以内に、この補助金の交付を受けていないこと ■使用状況の調査に協力できること ■町税等を滞納していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ■悪臭、害虫等が容器外部に発散することのない構造及び材質のもの ■1世帯につき2台まで ■登録販売店で購入されたもの 	費用の 2/3以内 (100円未満 切り捨てた額)	7,000円 (1台につき)

◎登録販売店／(株)山ス伊藤商店 (H30.4.1 現在)

各補助金は、事前に申請が必要となります。